

# 専門家アドバイザースタッフ募集

東京都内公立学校（幼稚園含む。）、東京都及び区市町村教育委員会、公立教育相談機関、その他の公立教育関係機関を支援するため、当センターから専門家アドバイザースタッフを派遣しています。今年度も、専門家アドバイザースタッフ名簿登録者の新規募集をします。

## 【専門家アドバイザースタッフ名簿登録者とは】

教育相談、臨床心理学、精神医学等に関する専門的識見及び能力を有し、東京都教育相談センターに名簿登録している専門家です。

※専門家アドバイザースタッフという名称は、派遣されているときのみ使用可能です。

## 【派遣内容】

- 都内公立学校等を訪問し、心理的問題を抱えている子供の負担を軽減するために、子供の行動観察、子供・保護者との面接や教員への助言等を行います。生命に関わる事件・事故等が発生した際の緊急支援（心理ケア）も含まれます。
- 都内公立学校等で実施する事例検討会や研修会等において、子供への関わり方や支援の仕方についての助言を行います。



## 【応募資格要件】

次の各号のいずれかに該当する者

- ア 「臨床心理士」又は「公認心理師」の資格を保有している者で、主に児童・生徒等を対象とした心理臨床業務(※1)について、10年以上の経験を有する者
- イ 「社会福祉士」、「精神保健福祉士」、「言語聴覚士」、「理学療法士」、「作業療法士」のうちいずれかの資格を保有している者で、社会福祉業務等(※2)について、5年以上の経験を有する者
- ウ 医師免許取得者で、取得後、児童・生徒等を対象とした心理臨床業務(※1)について、5年以上の経験を有する者

(※1) 「心理臨床業務」とは、教育相談機関、病院等の医療施設、心理相談機関等で心理臨床に関する従業者（心理相談員、カウンセラー等）としての有給の勤務をいう。また、心理臨床業務の経験については、非常勤の職においては、週3日以上勤務経験を対象とする。週2日以下の場合は5割で換算する。

(※2) 「社会福祉業務等」とは、児童相談所、医療機関、療育機関等における「社会福祉士」、「精神保健福祉士」、「言語聴覚士」、「理学療法士」、「作業療法士」のうちいずれかの資格を用いて行う有給の勤務をいう。また、社会福祉業務等の経験については、非常勤の職においては、週3日以上勤務経験を対象とする。週2日以下の場合は5割で換算する。

※ **【募集期間】 令和4年5月23日（月）午後5時まで**

【お問合せ】

 **東京都教育相談センター**

所在地 〒169-0074 東京都新宿区北新宿4-6-1  
東京都子供家庭総合センター 4階

電話 03(3360)4181 ファクシミリ 03(3360)4198

ホームページ <https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp>